

自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）

1.（預金契約の成立）

当金庫は、お客さまからこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1.の2（自動継続）

- (1) この預金は、証書（通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は継続日における当金庫店頭に表示する利率とします。
ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出て下さい。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- (4) 前項のほか、以下の場合には、自動継続を行わないものとし、この預金は満期日以後かつ解約可能となった後で、解約の申出があった日に、その時点の普通預金の利率により計算された利息とともに支払います。この場合、「定期預金共通規定」第2条のとおり取扱います。
 - ① この預金に対して差押あるいは仮差押の命令の送達があった場合、または滞納処分など解約等の処分を禁ずる命令等の送達があった場合
 - ② 相続の開始があった場合
 - ③ この預金に対して質権が設定され、満期日において質権の解除がなされない場合（ただし、質権について別段の定めがある場合を除く）
 - ④ 前各号のほか当金庫が自動継続の取扱いを相当でないと認める場合

2.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、2. (1)および(2)において同じ。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書（通帳）記載の利率（継続後の預金については上記1(2)の利率。以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後この預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合のこの預金の利息の支払いは、次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。
- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

- (4) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。
 - (4)の2 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および「預金積金共通規定」第7条の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上1年未満 約定利率×50%
 - C. 1年以上3年未満 約定利率×70%
- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上2年未満 約定利率×20%
 - C. 2年以上4年未満 約定利率×50%
- ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上2年未満 約定利率×10%
 - C. 2年以上3年未満 約定利率×30%
 - D. 3年以上5年未満 約定利率×60%
- ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - B. 6か月以上2年未満 約定利率×10%
 - C. 2年以上3年未満 約定利率×20%
 - D. 3年以上4年未満 約定利率×40%
 - E. 4年以上5年未満 約定利率×70%

ただし、①から④については、解約日における普通預金利率を下回らないものとします。また、普通預金利率は小数点第4位以下は切捨てます。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

この預金には、本規定のほか、前記「預金積金共通規定」および「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以上